

市街化区域内に農地をお持ちの皆様へ

## 生産緑地地区の面積要件が 300㎡以上に緩和されました



市川市では「市川市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を令和元年12月に公布・施行し、300㎡以上の農地で条件が整えば、生産緑地地区に指定できることになりました。

生産緑地地区の指定を受けるには、次の要件が必要です。

- ① 市街化区域内の農地であること
- ② 現に農業の用に供されていること  
・農地として適正に肥培管理されていること。
- ③ 面積が一回で300㎡以上の農地であること
- ④ 農業の継続が可能であること
- ⑤ 農地等利害関係人の同意があること

今後、生産緑地地区の新規・追加指定の申出受付を行い、小規模農地の保全を図ります。

生産緑地地区の新規・追加指定は、事前相談が必要です。

市川市公園緑地課までご相談ください。

## 生産緑地地区とは？

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害や災害の防止と農林漁業と調和した都市環境の保全のために、農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画制度です。

生産緑地地区に市から指定されると、

- ◇ **農地として適正に管理・保全する義務が生じます。**
- ◇ **原則、指定から30年間は解除することができません。**
- ◇ **相続税等の納税猶予や固定資産税等が農地課税になるなど、税制特例措置が受けられます。**
- ◇ **建築物の建築、宅地の造成等の行為が制限されます。**



問い合わせ先

市川市 水と緑の部 公園緑地課 調整班

電話 047-712-6366

FAX047-712-6365